

愛知県青少年保護育成条例に基づく営業停止命令の基準

1 目的

この基準は、愛知県青少年保護育成条例(以下「条例」という。)第4条第5号に規定する有害役務営業に関し、条例第17条の3(第1号に係る部分に限る。)又は第17条の5第1項若しくは第2項の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)が行われたときに、知事が、条例第17条の6の規定に基づき当該営業の停止を命ずる場合における量定その他必要な事項を定める。

2 違反行為の確認

違反行為は、県警察本部長からの通報、条例第27条の規定による立入調査等により明らかになったときに、知事が確認したものとする。

3 営業停止命令を検討する場合

上記2により、違反行為を知事が確認した場合、営業停止命令を検討するものとする。

4 量定

(1) 本来の量定

ア 条例第17条の3第1号(青少年に対し、客に接する業務に従事するように勧誘すること)、第17条の5第1項第1号(営業所で青少年を客に接する業務に従事させること)・第2号(青少年を営業所に客として立ち入らせること)又は第2項第1号(青少年を客に接する業務に従事させること)・第2号(青少年を客とすること)の規定に違反した行為の量定は、1月以上6月以下とする。

イ 条例第17条の5第1項第3号(青少年に対し、営業所の所在地、名称又は電話番号その他の連絡先が記載された文書等を頒布すること)又は第2項第3号(青少年に対し、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先が記載された文書等を頒布すること)の規定に違反した行為の量定は、20日以上4月以下とする。

(2) 併合違反の量定(違反行為が2以上行われた場合の量定)

違反行為が2以上行われた場合は、一つの営業停止命令を行うものとし、この場合の量定は、該当する量定の長期のうち最も長い量定の長期に、その2分の1の期間を加算した期間を長期とするとともに、それらの処分事由について定めた量定の短期が最も長い量定の短期を短期とする。

ただし、その長期は、該当する量定の長期を合計した期間及び条例で定めた期間を超え

ることができない。

(3) 競合違反の量定（2以上に該当する一つの違反行為に該当する場合の量定）

2以上に該当する一つの違反行為について営業停止命令を行う場合の量定は、該当する量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(4) 常習違反の量定（常習的な違反行為に対する量定）

最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、当該違反行為について(1)から(3)までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数²の2倍の数を乗じて得た期間を長期及び短期とする。

ただし、その長期は、条例で定めた期間を超えることができない。

5 営業停止命令に係る期間の決定

(1) 原則として、4(1)で量定の区分をアとする場合（1月以上6月以下）の基準期間を2月とし、量定の区分をイとする場合（20日以上4月以下）の基準期間を1月とする。

(2) 次に掲げる事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、4(1)から4(4)までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減することができる。

ア 処分を加重すべき事由

- (ア) 最近3年間に営業停止命令を受けていること。
- (イ) 違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (ウ) 従業者の大多数が違反行為に荷担していること。
- (エ) 改悛の情が見られないこと。
- (オ) 県民からの苦情等が多数あること。
- (カ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- (キ) 16歳未満の者の福祉を害する違反行為であること。

イ 処分を軽減すべき事由

- (ア) 他人に強いられて違反行為を行ったこと。
- (イ) 最近3年間に違反行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと。
- (ウ) 具体的な営業の改善措置を自主的かつ速やかに行っていること。
- (エ) その他軽減する事由が存在する場合

附則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。